

最低制限価格の設定方法について

令和2年4月1日以降に入札公告および通知するものについては、極端な低入札価格による受注を防止し、最低制限価格の漏洩を防止するため下記の方法で算出します。

1. 赤穂市最低制限価格取扱要領第3条第1項の算定式による建設工事契約及び業務委託契約

予定価格の92%



いずれか低い額 × ランダム係数 (1.00000~1.00500) = 最低制限価格

最低制限基本価格 (下記の合計額)

直接工事費の額 × 97/100
+
共通仮設費の額 × 90/100
+
現場管理費相当額 × 90/100
+
一般管理費の額 × 55/100

※ランダム係数について

開札時、電子入札システムにおいて、入札参加者が入力する任意の3桁くじ番号と入札書受信日時を用いて自動的に決定します。

ただし、随意契約（不調分を除く）は、気象庁の発表する姫路地点の平均気圧と平均気温を合算し、10倍したものを101で除して余りを算出し、ランダム係数を決定します。

2. 上記1によらないもの（赤穂市最低制限価格取扱要領第3条第2項）

①業務委託契約の最低制限価格の設定方法（赤穂市業務委託契約変動型最低制限価格算定要領）

対象：測量、建設コンサルタント、調査及び補償関係コンサルタントに係る業務委託

有効な入札（予定価格の60%~100%）

2者以上の場合

1者の場合

有効な入札参加者数の60%（1未満の端数切上げ）分を有効な入札の金額の低いものから合計した額の平均 × 85%

（小数点以下の端数を切り捨てた額）

ただし、予定価格の60%未満となる場合は、予定価格の60%

（千円未満の端数を切り捨てた額）

いずれか
低い額

予定価格の80%

（千円未満の端数を切り捨てた額）

予定価格の60%~80%の範囲内で予め定めた額

（千円未満の端数を切り捨てた額）

②建設工事契約等の最低制限価格の設定方法（赤穂市建設工事等変動型最低制限価格算定要領）

対象：建設工事又は①に該当するもの以外の業務委託

有効な入札（予定価格の75%~100%）

2者以上の場合

1者の場合

有効な入札参加者数の60%（1未満の端数切上げ）分を有効な入札の金額の低いものから合計した額の平均 × 85%

（小数点以下の端数を切り捨てた額）

ただし、予定価格の75%未満となる場合は、予定価格の75%

（千円未満の端数を切り捨てた額）

いずれか
低い額

予定価格の92%

（千円未満の端数を切り捨てた額）

予定価格の75%~92%の範囲内で予め定めた額

（千円未満の端数を切り捨てた額）